

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：長岡市

1 地域活性化総合特別区域の名称

持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

i) 総合特区の目指す目標

誰もが安心して暮らし続けられる地域

解説：中山間地域にある当該区域が有する水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成、伝統文化の伝承等の多面的かつ公益的な機能は、直接的・間接的に市民や国民の暮らしを支えている。これらの機能を維持するため、また、何よりも当該区域に住み続けたいという住民の想いを実現するため、継続的に生活サービスを提供することができるモデルを構築することにより「誰もが安心して暮らし続けられる地域」を目指すもの。

ii) 評価指標及び数値目標

評価指標(1)：住民基本台帳人口

数値目標(1)：①山古志地域・太田地区

1,220人(H29年3月) → 948人(H34年3月)

②小国地域 5,551人(H29年3月) → 4,993人(H34年3月)

③栃尾地域 19,015人(H29年3月) → 17,004人(H34年3月)

④川口地域 4,548人(H29年3月) → 4,160人(H34年3月)

評価指標(2)：市政への満足度(バス・電車など公共交通機関)

「満足である」又は「どちらかといえば満足」

数値目標(2)：①山古志地域 17.0%(H28年) → 22.0%(H33年)

②小国地域 31.0%(H28年) → 36.0%(H33年)

③栃尾地域 36.0%(H28年) → 41.0%(H33年)

④川口地域 46.0%(H28年) → 51.0%(H33年)

評価指標(3)：各地域で民間の路線バスが運行されていないエリアにおいて、民間事業者でも行政でもない『自立経営型NPO法人』が行う生活交通事業により運行サービスが受けられる市民の割合

数値目標(3)：①山古志地域・太田地区 99.8%(H28年) → 100.0%(H33年)

②小国地域 97.6%(H28年) → 100.0%(H33年)

③栃尾地域^{※1} —%(H28年) → —%(H33年)

④川口地域 100.0%(H28年) → 100.0%(H33年)

※1 栃尾地域では、過疎高齢化が進行する地域における住民の生活サービスの確保を図るため、NPO法人によるコミュニティバスの運行について枠組みを含めた具体的な検討が進められているが、現在、民間のバス事業が継続される見込みであるので、現時点における目標数値は一とした。

3 特定地域活性化事業の名称

「誰もが安心して暮らし続けられる地域」を実現するため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、地域住民と協働して地域づくり等に取り組むNPO法人を事業主体として、地域住民全員が会費を負担して経営に参画し、相互扶助の精神に基づき労力や技術等は無償又は安価で提供して経費を削減し、また、既存の概念にとらわれずに事業を行い多様な収益を確保することにより経営の安定化を図りながら、継続的に生活サービスを提供する『自立経営型NPO法人による生活サービス提供モデル』の構築に係る取組を行っていく。

そのための突破口として、喫緊の課題である生活交通事業に取り組み、その成功体験を糧に、地域特性を活かした旅行商品の企画販売などの事業へ領域拡大を図ることで収入源を確保し、生活交通に限らず買物支援・高齢者の見守り・除雪支援などの生活支援サービスの充実と継続性を高めることにより、持続可能な中山間地域の形成を図る。

- ①生活交通事業（自家用マイクロバス有償貸渡）（規制の特例措置（過疎地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業）、別紙2-1）
- ②生活交通事業（小国地域）（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4）

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

特になし。

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙2-8）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置
特になし。

別紙 2 - 1 <規制の特例措置（過疎地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業）>

1 特定地域活性化事業の名称

生活交通事業（自家用マイクロバス有償貸渡）（規制の特例措置（過疎地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

総合特区内において道路運送法第78条第2号に基づく過疎地有償運送（以下、「過疎地有償運送」という。）を行う特定非営利活動法人

3 特定地域活性化事業の内容

① 事業概要

総合特区内において過疎地有償運送を行う特定非営利活動法人が、他人の需要に応じて過疎地有償運送の用に供する自家用マイクロバス等の有償貸渡しを行う。

② 事業に関与する主体

総合特区内において過疎地有償運送を行う特定非営利活動法人

③ 事業が行われる区域

総合特区内

④ 事業の実施期間

計画の認定後（平成25年度以降）

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

総合特区内で過疎地有償運送を行う特定非営利活動法人が、他車種での貸渡経営実績を有していても他人の需要に応じて過疎地有償運送の用に供する自家用マイクロバス等の有償貸渡しを行うことが実現することにより、当該特定非営利活動法人の収益の多様化が図られ、総合特区内における生活サービスの継続性の向上が期待される。

⑥ その他

特になし。

4 当該特別の措置の内容

① 規制の特例措置の必要性

総合特区内では、人口減少に伴う市場規模の縮小により、民間路線バスの撤退や商店の廃業などの弊害が生じている。また、行政も市町村合併による広域化や厳しい経済情勢の下、複雑・多様化した地域社会の課題に対し、単独で継続的に解決を図ることが困難となっている。このような状況のなか、誰もが安心して暮らし続けられる地域を実現するため、行政でもない、民間でもない新たな枠組みにより生活サービスの継続性を確保することが課題である。

その解決策として、事業主体が既存の概念にとらわれずに事業を行い多様な収益を確保すること

により経営の安定化を図りながら生活サービスを継続的に提供する仕組みづくりが求められている。

総合特区内においては、地域生活交通を維持するために特定非営利活動法人が過疎地有償運送を行っているが、過疎地有償運送の用に供する自家用マイクロバスを他人の需要に応じて有償で貸渡すために必要な許可は、他車種での貸渡経営実績2年以上を有することとされている。このことは、資金力に乏しい特定非営利活動法人にとって負担が大きく、参入障壁となっていた。

以上のことから、この規制の特例措置は、過疎地有償運送の用に供する車両の有効活用を促し、特定非営利活動法人の収益の多様化に資するものと考えられることから、総合特区内における生活サービスの継続性確保という政策課題を解決する上で必要な措置であると考えられる。

② 特例措置を適用するために必要な手続等

過疎地有償運送に係る運営協議会において、過疎地有償運送の用に供する自家用自動車が高齢者向けカーシェア事業に兼用されることについて合意する。

長岡市において、貸切バス経営類似行為防止啓発パンフレットの作成や過疎地有償運送を行う者の職員情報及び貸渡されるマイクロバスを利用する運転者に係る情報（運転者の紹介及びあっせんを含む。）の事前収集等貸切バス経営類似行為防止のために必要な措置を講ずる。

特例措置の適用を受けようとする特定非営利活動法人において、貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可を申請する。

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>

1 特定地域活性化事業の名称

生活交通事業（小国地域）（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社大光銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

（1）特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

当該区域の地域住民の公共交通に対する満足度を高めるため、さらに定住化を図るための方策として地域の実情にあった生活交通サービス（あらかじめ設定された経路上におけるバスの定期運行だけでなく、地域住民の団体活動等を促進するため、車両を使用しない日や時間帯に限り、地域住民に対して車両の貸渡しを行うもの）を提供する事業（生活交通事業）を行う特定非営利活動法人に対して、円滑な事業実施を図るために、金融機関が当該事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業を行う。

（2）施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第7号 地域における公共交通機関の整備等に関する事業

別紙 2 - 8 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- 山古志地域・太田地区生活交通確保事業補助金^{※1} (H20年7月より措置)
- 小国地域生活交通確保事業補助金^{※1} (H24年4月より措置)
- 川口地域生活交通確保事業補助金^{※1} (H25年4月より措置)
- 公益財団法人山の暮らし再生機構補助金^{※2} (H19年4月より措置)

※1 生活交通確保事業補助金

道路運送法78条公共交通空白地有償運送に基づき、NPO法人がコミュニティバス等を行い、生活交通を確保する事業に対し、運行に係る経費の一部を補助するもの

※2 公益財団法人山の暮らし再生機構補助金

持続可能な中山間地域の形成を目指すことを目的として地域住民主体の活動支援等を行う公益財団法人山の暮らし再生機構の財政面での安定を図るため、事業費及び管理費を補助するもの

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- 長岡市公共交通基本計画 (H20年12月策定)
合併した新長岡市のまちづくりを支え、将来にわたり持続可能な公共交通を構築するための指針として策定された。「みんなが協働で守り育てる公共交通」を理念とし、利用が少ない路線や空白地域における運行主体は、住民が主体となった運営を検討することを基本方針としている。

3. 地方公共団体等における体制の強化

- 地域振興戦略部総合特区担当 (H23年4月設置/人員2名)
- 都市整備部交通政策課総合特区担当 (H23年4月設置/人員2名)

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- 長岡市中山間地域自立促進協議会活動支援研修会 (H24年度から実施)
- 長岡市中山間地域自立促進協議会活動支援先進地視察 (H24年度から実施)

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	《生活交通事業（自家用マイクロバス有償貸渡）》別紙2-1関係
これまでの調整状況	平成23年9月27日 長岡市中山間地域自立促進協議会において、「道路運送法第80条第1項の規定に基づく自家用自動車の有償貸渡しの許可において、道路運送法第78条第2号に基づく過疎地有償運送を行う者が、当該運送の用に供するマイクロバスの貸渡しを行う場合に限り、他車種での貸渡経営実績を有していなくてもマイクロバスの貸渡しを可能とする要件の緩和をする。」旨の提案を行うことを合意した。
特定する方法	総合特区内において過疎地有償運送を行う者を対象とする。
今後の予定	総合特区内において過疎地有償運送を行う者があれば随時対象とする。

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は実施主体名	特定非営利活動法人MTNサポート
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	
意見を聴いた日	平成24年1月20日 平成24年2月7日
意見聴取の方法	聞き取り及び書面提出
意見の概要	<p>1. 平成24年1月20日に開催された第4回長岡市中山間地域自立促進協議会において、特定非営利活動法人MTNサポートから、平成24年4月から小国地域で生活交通事業（過疎地有償運送）を実施するにあたり、事業用マイクロバスの購入資金等の資金調達が課題となっていることから、円滑な事業実施を図るため、「地域活性化総合特区支援利子補給金制度」の活用を検討したい、との意見があった。</p> <p>2. 平成24年2月7日に、特定非営利活動法人MTNサポートから書面提出により、事業を円滑に推進するため事業資金の調達や経営助言等、金融機関の支援協力が不可欠であり、株式会社大光銀行を構成員として加えて欲しい、との意見があった。</p> <p>（書面については、別添4別紙を参照。）</p>
意見に対する対応	<p>1. については、意見を踏まえ、特定非営利活動法人MTNサポートは事業資金に対する融資を受けたい金融機関に対して意向調査を行うとともに、長岡市は「地域活性化総合特区支援利子補給金制度」に関する情報収集を行うこととした。</p> <p>2. については、意見を踏まえ、長岡市は、当該銀行を協議会の構成員に加えるとともに、「地域活性化総合特区支援利子補給金制度」の活用を記載した地域活性化総合特別区域計画（案）を作成し、長岡市中山間地域自立促進協議会において協議することとした。</p>

注）意見を聴いた関係地方公共団体又は実施主体ごとに作成してください。

別添6 地域協議会の協議の概要【1/2】

地域協議会の名称	長岡市中山間地域自立促進協議会
地域協議会の設置日	平成23年8月18日
地域協議会の構成員	長岡市 財団法人山の暮らし再生機構 社団法人中越防災安全推進機構 特定非営利活動法人中越防災フロンティア 特定非営利活動法人MTNサポート NPO法人フォーラム栃尾熱都 川口をまじめに考える会 株式会社大光銀行（平成24年2月9日加入）
協議を行った日	（第4回）平成24年1月20日 協議会を開催 （第5回）平成24年2月13日 書面議決
協議会の意見の概要	（第4回） 1. 平成24年4月から小国地域で生活交通事業（過疎地有償運送）を実施する特定非営利活動法人MTNサポートにおいて、事業用マイクロバスの購入資金等の資金調達が課題となっていることから、円滑な事業実施を図るため、「地域活性化総合特区支援利子補給金制度」の活用を検討するべき。 （第5回） 2. 事務局（長岡市）から提案された地域活性化総合特別区域計画（案）に対して全ての構成員から原案どおり賛成するとの意思表示があった。
意見に対する対応	1. については、意見を踏まえ、特定非営利活動法人MTNサポートにおいて事業資金に対する融資を受けたい金融機関に対して意向調査を行うとともに、事務局（長岡市）において「地域活性化総合特区支援利子補給金制度」に関する情報収集を行うこととした。 平成24年2月7日に特定非営利活動法人MTNサポートから事務局（長岡市）に対して、株式会社大光銀行から事業資金に対する融資に前向きな意向が示されたことから、事業を円滑に推進するため「地域活性化総合特区支援利子補給金制度」を活用したいので当該銀行を協議会の構成員に加えてほしい、との意見があった。 これを受けて事務局（長岡市）は、当該銀行を協議会の構成員に加えるとともに、「地域活性化総合特区支援利子補給金制度」の活用を記載した地域活性化総合特別区域計画（案）を作成し、地域協議会において協議することとした。

別添6 地域協議会の協議の概要【2/2】

地域協議会の名称	長岡市中山間地域自立促進協議会
地域協議会の設置日	平成23年8月18日
地域協議会の構成員	長岡市 財団法人山の暮らし再生機構 社団法人中越防災安全推進機構 特定非営利活動法人中越防災フロンティア 特定非営利活動法人MTNサポート NPO法人フォーラム栃尾熱都 特定非営利活動法人暮らしサポート越後川口 株式会社大光銀行
協議を行った日	(第9回) 平成25年3月19日 書面議決 (第14回) 平成28年8月31日 協議会を開催 (第15回) 平成28年9月26日 書面議決 (第16回) 平成29年2月 3日 書面議決
協議会の意見の概要	(第9回) 事務局(長岡市)から提案された地域活性化総合特別区域計画の変更(案)に対して、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意思表示があった。 (第14回) 地域NPO法人から旅館業の許可や旅行業の登録について特区の規制緩和を活用できないかとの意見があった。また、公共交通空白地有償運送に使用しているマイクロバスを貸切バスとして利用できないかとの意見があった。 (第15回) 事務局(長岡市)から提案された地域活性化総合特別区域新計画案(概要版)に対して全ての構成員から原案どおり賛成するとの意思表示があった。 (第16回) 事務局(長岡市)から提案された地域活性化総合特別区域計画変更認定申請について、全ての構成員から原案どおり賛成するとの意思表示があった。
意見に対する対応	(第9回) 特になし。 (第14回) 事務局(長岡市)において旅館業の許可や旅行業の登録等に関する情報

	<p>収集を行うこととし、その情報を地域協議会で共有するとともに、それを踏まえた地域活性化総合特別区域新計画案（概要版）を作成し、地域協議会において協議することとした。</p> <p>（第15回） 特になし。</p> <p>（第16回） 特になし。</p>
--	--